

令和5年度森林環境譲与税の用途に関する事項の公表

令和6年10月21日
京 都 府 八 幡 市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、森林環境譲与税の用途に関する事項を公表します。

1 令和5年度に譲与された森林環境譲与税の額

7,656,000円

2 基金状況

項 目	金 額	備 考
令和4年度末の基金残高（森林環境譲与税）	9,931,289円	
令和5年度に基金に積み立てた額	7,662,417円	令和5年度森林環境譲与税7,656,000円、利子6,417円
令和5年度に基金から取り崩した額	4,834,830円	児童用机天板交換業務委託に充当4,834,830円
令和5年度末の基金残高（森林環境譲与税）	12,758,876円	

※基金残高については、令和5年度以降に、木材利用・普及啓発事業に充当。

3 事業内容

令和5年度は、市内中学校（令和6年度新3年生）の児童用机の天板を、府内産木材による天板に交換しました。天板表面に「京都府産木材」の旨を刻印しています。実績：593台

